

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	【緊急支援】三股町オリジナル生活応援商品券配付事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける町民一人ひとりに対して1万円分の商品券交付を行うことで、生活に係る負担の軽減と地域内消費喚起の下支えすることを目的とする。 ②印刷製本費、通信運搬費、委託料 ③印刷製本費 3,140千円 通信運搬費 48千円 委託料 272,890千円 【委託料内訳】 ・換金業務 換金料（1枚500円×510,000枚=255,000千円） 手数料（1枚500円×2.0%×510,000枚×1.1=5,610千円） ・商品券発送委託業務 900円×12,000通×1.1=11,880千円 ・町内事業者参加意向等確認委託業務 400千円 ※その他の財源：宮崎県物価高対応プレミアム付商品券等発行事業費補助金及び一般財源による ④基準日（令和7年12月1日）時点で、三股町の住民基本台帳に登録されている者	R7.12	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	【緊急支援】三股町学校給食費支援	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響に伴い、小中学生の保護者の経済的負担を増やすことなく、給食の質を維持した学校給食を実施するため、学校給食会に対し給食費の値上がり分（材料高騰分のみ）を補助する。 ②小中学校の給食費の物価高騰分の減免に係る費用（三股町学校給食会への補助金に充当） ③（1）小学生 1,200円×10月×1,933人 = 23,196,000円 （2）中学生 1,300円×10月×1,032人 = 13,416,000円 合計（1）+（2） 36,612,000円（うち、33,000,000円に交付金を充当） ※令和7年度、食材（特に米）等の物価高騰により、月額一人あたり小学生1,200円、中学生 1,300円を町が物価高騰分として補助する。 なお、これには教職員の給食費は含まれていない。 ※その他の財源：なし ④補助金の交付先は三股町学校給食会、対象者は小・中学生の保護者	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	【緊急支援】三股町学校給食費負担軽減補助金（中学生対象）R6補正分	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響に伴い、特に教育費の負担が大きい中学生保護者の負担軽減を図り、子育て世帯を支援するため、中学校の学校給食費の無償化（材料高騰分を除く）に取り組む。 ②中学校の給食費の無償化（三股町学校給食会への補助金に充当） ③（1）4,800円×10月×（1,005人-91人（※1））=43,872,000円 （※1）要保護・生活保護者等数 （2）（4,800円÷2）×10月×22人（※2）=528,000円 （※2）特別支援教育就学児童数 合計（1）+（2） 44,400,000円（うち、2,000,000円に交付金を充当） ※なお、これには教職員の給食費は含まれていない。 ※その他の財源：一般財源（ふるさと振興基金など）による。 ④補助金の交付先は三股町学校給食会、対象者は中学生の保護者	R7.4	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	【緊急支援】三股町学校給食費負担軽減補助金（中学生対象）R7予備費分	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響に伴い、特に教育費の負担が大きい中学生保護者の負担軽減を図り、子育て世帯を支援するため、中学校の学校給食費の無償化（材料高騰分を除く）に取り組む。 ②中学校の給食費の無償化（三股町学校給食会への補助金に充当） ③（1）4,800円×10月×（1,005人-91人（※1））=43,872,000円 （※1）要保護・生活保護者等数 （2）（4,800円÷2）×10月×22人（※2）=528,000円 （※2）特別支援教育就学児童数 合計（1）+（2） 44,400,000円（うち、13,950,000円に交付金を充当） ※なお、これには教職員の給食費は含まれていない。 ※その他の財源：一般財源（ふるさと振興基金など）による。 ④補助金の交付先は三股町学校給食会、対象者は中学生の保護者	R7.4	R8.3

※No3. 『【緊急支援】三股町学校給食費負担軽減補助金（中学生対象）R6補正分』とNo.4『【緊急支援】三股町学校給食費負担軽減補助金（中学生対象）R7予備費分』は、同一事業となります。